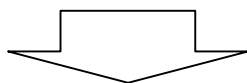


「民間都市開発投資促進のための緊急措置」 の進捗状況（報告）

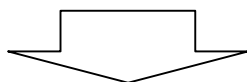
平成13年8月28日都市再生本部において、「民間都市開発投資促進のための緊急措置」を決定

（決定の概要）

民間の都市開発投資の前倒し・拡大をするための緊急措置として、東京都等地方公共団体と一体となって、民間都市開発プロジェクトの立ち上がりを支援。



民間経済団体や地方公共団体等より、具体的プロジェクトの提出



286プロジェクト（うち民間提出205プロジェクト）を検討対象とし、都市再生本部が中心となり、地方公共団体及び関係省庁と、各プロジェクトの促進方策を検討中

（対象プロジェクト）

- ・ 民間の投資規模が大きいもの
（概ね1ha以上で、概ね3年以内に着手予定のもの）
- ・ 都市再生上の意義が高い事業
（都市構造再編促進効果の高いもの、新しい事業手法を導入するもの、土地の流動化に資するもの等）